

保健・医療事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-7 保健・医療事業の取扱い
<p>1 健康増進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 保健事業の各制度については、次の区分により調整する。なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整する。</p> <ul style="list-style-type: none">現行のとおり新町に引き継ぐもの合併時に統合するもの合併時に再編するもの新町において再編するもの <p>3 診療所及び歯科診療所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>4 老人医療費助成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5 重度心身障害者医療費助成事業及びひとり親家庭等医療費助成事業については、幕別町及び更別村の例により合併時に統合する。</p> <p>6 乳幼児医療費助成事業については、幕別町の例により合併時に統合する。</p>	

「協議第22号 保健・医療事業の取扱い」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22-7 保健・医療事業の取扱い
調整の内容	<p>1 健康増進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 保健事業の各制度については、次の区分により調整する。なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整する。</p> <p style="padding-left: 40px;"> 現行のとおり新町に引き継ぐもの 合併時に統合するもの 合併時に再編するもの 新町において再編するもの </p> <p>3 診療所及び歯科診療所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>4 老人医療費助成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5 重度心身障害者医療費助成事業及びひとり親家庭等医療費助成事業については、幕別町及び更別村の例により合併時に統合する。</p> <p>6 乳幼児医療費助成事業については、幕別町の例により合併時に統合する。</p>

6

区分	現況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
健康増進計画	<p>【まくべつ健康21】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の目的 長寿社会における地域住民の「健康寿命」の延伸を目的とする行動計画 ・策定年度 平成14年度 ・計画期間 平成15年度～平成24年度 	<p>【どんどん元気さらべつ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の目的 長寿社会における地域住民の「健康寿命」の延伸を目的とする行動計画 ・策定年度 平成15年度 ・計画期間 平成16年度～平成25年度 	該当なし	<p>新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
健康教育				
個別健康教育	<ul style="list-style-type: none"> ・内容 高脂血症、高血圧、耐糖能異常 ・対象者 基本健康診査結果、「要指導」の者等 ・実施状況 高脂血症 8名 ・会場 札内福祉センター、幕別町保健福祉センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・内容 高脂血症、高血圧 ・対象者 基本健康診査結果、「要指導」の者等 ・実施状況 高血圧 3名 ・会場 対象者の自宅、更別村福祉の里総合センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・内容 高脂血症 ・対象者 基本健康診査結果、「要指導」の者等 ・実施状況 高脂血症 5名 ・会場 ふれあいセンター福寿 	幕別町の例により合併時に統合する。
集団健康教育	<p>【病態別健康教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 基本健康診査対象者 ・実施回数 年1回 ・会場 札内福祉センター、幕別町保健福祉センター <p>【お達者クラブ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 65歳以上の虚弱者 ・実施回数 年8回 ・会場 幕別北コミュニティセンター、若草町近隣センター 	<p>【病態別健康教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 基本健康診査対象者等 ・実施回数 年4回 ・会場 更別村福祉の里総合センター <p>【運動教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 16歳以上 ・実施回数 年19回 ・会場 更別村福祉の里総合センター 	<p>【病態別健康教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 基本健康診査対象者等 ・実施回数 年6回 ・会場 ふれあいセンター福寿 <p>【運動教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 全住民 ・実施回数 年2回（各6日間） ・会場 ふれあいセンター福寿 	合併時に再編する。

区分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
健康教育（つづき）	集団健康教育（つづき） 【老人福祉センター健康教育】 ・対象者 65歳以上の老人福祉センター利用者 ・実施回数 年48回 ・会場 幕別町老人福祉センター 【ころばん塾】 ・対象者 40歳以上 ・実施回数 年6回 ・会場 札内福祉センター、幕別町保健福祉センター 【男の料理教室】 ・対象者 50歳以上の男性 ・実施回数 年3回 ・会場 百年記念ホール、幕別町保健福祉センター ・個人負担 300～500円（実費）		【骨粗鬆症予防教室】 ・対象者 50、60歳代の女性 ・実施回数 年2回 ・会場 ふれあいセンター福寿 【男の料理教室】 ・対象者 50歳以上の男性 ・実施回数 年5回 ・会場 ふれあいセンター福寿 ・個人負担 200円（実費） 【レディースクッキング教室】 ・対象者 18～30歳の女性 ・実施回数 年3回 ・会場 ふれあいセンター福寿 ・個人負担 200円（実費）	

区分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
健康教育(つづき)	母子健康教育 【離乳食教室】 ・対象者 生後3～4カ月、7～8カ月児 ・実施回数 年36回 ・会場 札内福祉センター、幕別町保健福祉センター 【子ども食の探検教室】 ・対象者 小学4～6年生 ・実施回数 年4回 ・会場 百年記念ホール、幕別町保健福祉センター 【子どもおやつ作り教室】 ・対象者 小学1～6年生 ・実施回数 年2回 ・会場 百年記念ホール、幕別町保健福祉センター	【離乳食教室】 ・対象者 生後3カ月～1歳の乳児及びその保護者 ・実施回数 年3回 ・会場 更別村福祉の里総合センター 【クッククラブ】 ・対象者 3歳～就学前の幼児及びその保護者 ・実施回数 年2回 ・会場 更別村福祉の里総合センター 【クッキングクラブ】 ・対象者 小学1～3年生の児童及びその保護者 ・実施回数 年1回 ・会場 更別村福祉の里総合センター	【離乳食教室】 ・対象者 生後4～12カ月児及びその保護者 ・実施回数 年6回 ・会場 ふれあいセンター福寿 【幼児栄養教室】 ・対象者 1歳～1歳6カ月の幼児及びその保護者 ・実施回数 年3回 ・会場 ふれあいセンター福寿 【子ども料理教室】 ・対象者 小学3～6年生 ・実施回数 年2回 ・会場 ふれあいセンター福寿	合併する年度の翌年度に再編する。

区分	現況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
健康教育(つづき)	<p>母子健康教育(つづき)</p> <p>【親子クッキング教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 小学1～3年生及びその保護者 ・実施回数 年1回 ・会場 百年記念ホール、幕別町保健福祉センター <p>【よちよちサロン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 1歳児とその保護者 ・実施回数 年12回 ・会場 幕別町保健福祉センター 	<p>【母と子の育児学級】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 生後3カ月～1歳の乳児及びその保護者 ・実施回数 年6回 ・会場 更別村福祉の里総合センター <p>【2歳児育児学級】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 1歳6カ月健康診査終了後、半年経過の幼児及びその保護者 ・実施回数 年6回 ・会場 更別村福祉の里総合センター <p>【子育て広場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 就学前の幼児及びその保護者 ・実施回数 年3回 ・会場 更別村老人保健福祉センター <p>【子育て講演会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 全住民 ・実施回数 年1回 ・会場 更別村老人保健福祉センター 		

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
健康診査				
基本健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 35歳以上 ・委託先 結核予防会、帯広厚生病院、 町内8医療機関 ・会場 札内福祉センター、幕別町保健 福祉センター、町内8医療機関 ・個人負担 35歳～69歳 1,500円 ただし、帯広厚生病院委託分 については、胃がん・大腸がんを 含めた巡回ドックのため5,000 円 (70歳以上、生活保護世帯は 無料) 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 30歳以上 ・委託先 帯広厚生病院 ・会場 更別村老人保健福祉センター ・個人負担 30歳～69歳 1,300円 (70歳以上、生活保護世帯は 無料) 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 35歳以上 ・委託先 帯広厚生病院 ・会場 ふれあいセンター福寿 ・個人負担 1,250円 (生活保護世帯は無料) 	合併時に再編する。
		<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 71歳以上 ・委託先 更別村国保診療所 ・会場 更別村国保診療所 ・個人負担 無料 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 35歳以上 ・委託先 忠類診療所 ・会場 忠類診療所 ・個人負担 無料 	
人間ドック	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 35歳以上 ・委託先 帯広厚生病院、帯広第一病院、 帯広協会病院 ・個人負担 31,500円 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 40歳以上 ・委託先 帯広厚生病院 ・個人負担 18,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 35歳以上 ・委託先 帯広厚生病院 ・個人負担 農協組合員等 20,300円 一般住民 24,500円 	合併時に再編する。

区分	現況			調整の具体的内容	
	幕別町	更別村	忠類村		
健康診査（つづき）	脳ドック	<ul style="list-style-type: none"> 対象者 35歳以上 委託先 帯広厚生病院、帯広第一病院、帯広協会病院、北斗病院 個人負担 帯広厚生病院及び帯広第一病院 18,000円 （第一病院は、人間ドック併用の場合は、5,000円の割引がある） 帯広協会病院及び北斗病院 17,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者 40～69歳 委託先 北斗病院 個人負担 10,000円 	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。
	成人歯科健康診査	<ul style="list-style-type: none"> 対象者 20歳以上及び妊婦 委託先 町内10歯科医院 個人負担 600円 ただし、70歳以上300円 （生活保護世帯は無料） 	該当なし	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。
	母子健康診査	【妊婦健康診査】 <ul style="list-style-type: none"> 対象者 妊婦 委託先 北海道と道医師会の協定に基づく医療機関 個人負担 無料 	【妊婦健康診査】 <ul style="list-style-type: none"> 対象者 妊婦 委託先 北海道と道医師会の協定に基づく医療機関 個人負担 無料 	【妊婦健康診査】 <ul style="list-style-type: none"> 対象者 妊婦 委託先 北海道と道医師会の協定に基づく医療機関 個人負担 無料 	合併する年度の翌年度に再編する。ただし、妊婦健康診査については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

区分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
健康診査(つづき)	<p>母子健康診査 (つづき)</p> <p>【乳児健康診査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 生後3カ月児、7カ月児 ・実施回数 年18回 ・会場 札内福祉センター、幕別町保健福祉センター <p>【1歳6カ月児健康診査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 1歳6カ月～1歳7カ月児 ・実施回数 年18回 ・会場 札内福祉センター、幕別町保健福祉センター <p>【3歳児健康診査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 3歳0カ月～3歳2カ月児 ・実施回数 年18回 ・会場 札内福祉センター、幕別町保健福祉センター 	<p>【乳児健康診査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 生後3～4カ月、6～7カ月、9～10カ月、12カ月児 ・実施回数 年6回 ・会場 更別村老人保健福祉センター <p>【1歳6カ月児健康診査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 1歳6カ月～1歳8カ月児 ・実施回数 年4回 ・会場 更別村老人保健福祉センター <p>【3歳児健康診査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 3歳0カ月～3歳2カ月児 ・実施回数 年4回 ・会場 更別村老人保健福祉センター 	<p>【乳児健康診査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 生後3～12カ月児 ・実施回数 年6回 ・会場 ふれあいセンター福寿 <p>【1歳6カ月児健康診査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 1歳6カ月～1歳11カ月児 ・実施回数 年2回 ・会場 ふれあいセンター福寿 <p>【3歳児健康診査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 3歳0カ月～3歳6カ月児 ・実施回数 年2回 ・会場 ふれあいセンター福寿 	

区分	現況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
健康診査 (つづき)	母子健康診査 (つづき) 【歯科健康診査とフッ素塗布】 <ul style="list-style-type: none"> 対象者 1歳～小学6年生 実施回数 年6回 会場 札内福祉センター、幕別町保健福祉センター 個人負担 フッ素塗布した場合 500円 	【幼児歯科健康診査とフッ素塗布】 <ul style="list-style-type: none"> 対象者 1歳6カ月～就学前の幼児 実施回数 年4回 会場 更別村老人保健福祉センター 個人負担 フッ素塗布した場合 500円 	【歯科健康診査とフッ素塗布 (フッ素洗口)】 <ul style="list-style-type: none"> 対象者 1歳～小学4年生 実施回数 年6回 会場 ふれあいセンター福寿 個人負担 無料 	
機能訓練事業	【機能訓練事業】 <ul style="list-style-type: none"> 対象者 脳卒中や特定疾患などにより、身体的に障害があり、機能訓練が必要な者とその家族 実施日時 隔週木曜日 13時 ～15時30分 会場 幕別町保健福祉センター 利用料 無料 	【機能訓練事業】 <ul style="list-style-type: none"> 対象者 脳卒中や疾患、加齢などによる心身の機能低下や障害を持ちながら在宅療養生活をしている者 実施日時 毎週金曜日 10時 ～14時30分 会場 更別村老人保健福祉センター 利用料 200円 	【リハビリ教室】 <ul style="list-style-type: none"> 対象者 脳卒中後遺症又は何らかの理由で身体が不自由、虚弱になり訓練が必要な者 実施日時 毎週月曜日 13時30分 ～15時30分 会場 ふれあいセンター福寿 利用料 無料 	合併する年度の翌年度に再編する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
検診業務				
肺がん検診	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 40歳以上 ・委託先 結核予防会、帯広厚生病院 ・会場 札内福祉センター、幕別町保健福祉センター、各地区近隣センター等 ・個人負担 無料 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 30歳以上 ・委託先 北海道対がん協会、帯広厚生病院 ・会場 更別村老人保健福祉センター ・個人負担 胸部X線検査 200円 喀痰細胞診検査 500円 (胸部X線検査のみ、70歳以上、生活保護世帯は無料) 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 35歳以上 ・委託先 北海道対がん協会、帯広厚生病院 ・会場 ふれあいセンター福寿 ・個人負担 胸部X線検査 500円 喀痰細胞診検査 900円 (70歳以上、生活保護世帯は無料) 	合併時に再編する。
胃がん検診	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 35歳以上 ・委託先 結核予防会、帯広厚生病院 ・会場 札内福祉センター、幕別町保健福祉センター ・個人負担 胃バリウム検査 1,700円 ただし、帯広厚生病院委託分は、基本健康診査に含む。 (70歳以上、生活保護世帯は無料) 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 30歳以上 ・委託先 北海道対がん協会、帯広厚生病院 ・会場 更別村老人保健福祉センター ・個人負担 胃バリウム検査 1,000円 (70歳以上、生活保護世帯は無料) 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 35歳以上 ・委託先 北海道対がん協会、帯広厚生病院 ・会場 ふれあいセンター福寿 ・個人負担 胃バリウム検査 1,700円 (70歳以上、生活保護世帯は無料) 	合併時に再編する。

区分	現況			調整の具体的内容	
	幕別町	更別村	忠類村		
61 検診業務 (つづき)	大腸がん検診	<ul style="list-style-type: none"> 対象者 35歳以上 委託先 結核予防会、帯広厚生病院 会場 札内福祉センター、幕別町保健福祉センター 個人負担 便潜血検査 500円 ただし、帯広厚生病院委託分は、基本健康診査に含む。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者 30歳以上 委託先 更別村国保診療所、帯広厚生病院 会場 更別村国保診療所、更別村老人保健福祉センター 個人負担 便潜血検査 500円 ただし、更別村国保診療所委託分は受診者全員71歳以上のため無料。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者 35歳以上 委託先 北海道対がん協会、帯広厚生病院 会場 ふれあいセンター福寿 個人負担 便潜血検査 800円 (70歳以上、生活保護世帯は無料) 	合併時に再編する。
	子宮がん検診	<ul style="list-style-type: none"> 対象者 30歳以上 委託先 北海道対がん協会、帯広市医師会(7医療機関) 会場 札内福祉センター、幕別町保健福祉センター、医療機関 個人負担 頸部がん検診 1,300円 体部がん検診 700円 超音波検診 500円 (70歳以上、生活保護世帯は無料) 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者 30歳以上 委託先 北海道対がん協会 会場 更別村老人保健福祉センター 個人負担 頸部がん検診 700円 体部がん検診 700円 超音波検診 250円 (頸部がん検診のみ、70歳以上、生活保護世帯は無料) 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者 30歳以上 委託先 北海道対がん協会 会場 ふれあいセンター福寿 個人負担 頸部がん検診 1,700円 体部がん検診 800円 超音波検診 500円 (70歳以上、生活保護世帯は無料) 	

区 分	現 況			調整の具体的内容	
	幕別町	更別村	忠類村		
検診業務 (つづき)	乳がん検診	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 30歳以上 ・委託先 北海道対がん協会、帯広市医師会等（16医療機関） ・会場 札内福祉センター、幕別町保健福祉センター、医療機関 ・個人負担 視触診 700円 マングラフィー 800円 （70歳以上、生活保護世帯は無料） 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 30歳以上 ・委託先 北海道対がん協会 ・会場 更別村老人保健福祉センター ・個人負担 視触診 400円 マングラフィー 1,300円 （視触診のみ、70歳以上、生活保護世帯は無料） 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 30歳以上 ・委託先 北海道対がん協会 ・会場 ふれあいセンター福寿 ・個人負担 視触診 1,000円 マングラフィー 800円 （70歳以上、生活保護世帯は無料） 	合併時に再編する。
	骨粗鬆症検診	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 30歳以上 ・委託先 北海道対がん協会、帯広厚生病院 ・会場 札内福祉センター、幕別町保健福祉センター ・個人負担 1,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 30歳以上 ・委託先 帯広厚生病院 ・会場 更別村老人保健福祉センター ・個人負担 900円 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 35～69歳 ・委託先 帯広厚生病院 ・会場 ふれあいセンター福寿 ・個人負担 600円 （生活保護世帯は無料） 	

区 分		現 況			調整の具体的内容
		幕別町	更別村	忠類村	
検診業務 (つづき)	結核検診	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 19歳以上 ・委託先 結核予防会 ・会場 札内福祉センター、幕別町保健福祉センター、各地区近隣センター等 ・個人負担 無料 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 19～29歳及び71歳以上 ・委託先 帯広厚生病院、更別村国保診療所 ・会場 更別村老人保健福祉センター、更別村国保診療所 ・個人負担 無料 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 15歳以上 ・委託先 結核予防会 ・会場 ふれあいセンター福寿 ・個人負担 無料 	合併時に再編する。
	肝炎ウィルス検診	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 基本健康診査受診者の希望者 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 基本健康診査受診者の40、45、50、55、60、65、70歳の希望者 過去に肝機能異常を指摘されたことがある者 広範な外科的処置を受けた者及び妊娠・分娩時に多量出血したことがあり定期的に肝機能検査を受けていない者 基本健康診査において、GPT値が要指導とされた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 基本健康診査受診者の40、45、50、55、60、65、70歳の希望者 過去に肝機能異常を指摘されたことがある者 広範な外科的処置を受けた者及び妊娠・分娩時に多量出血したことがあり定期的に肝機能検査を受けていない者 	合併時に再編する。

区分	現況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
検診業務（つづき） 肝炎ウイルス 検診 （つづき）	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先 帯広厚生病院、結核予防会 ・会場 札内福祉センター、幕別町保健福祉センター ・個人負担 HCV抗体・抗原検査、核酸増幅検査 600円 （70歳以上、生活保護世帯は無料） 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先 帯広厚生病院、更別村国保診療所 ・会場 更別村老人保健福祉センター ・個人負担 HCV抗体・抗原検査、核酸増幅検査 300円 ただし、更別村国保診療所受診者（HCV抗体検査） 900円 （生活保護世帯は無料） 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先 帯広厚生病院 ・会場 ふれあいセンター福寿 ・個人負担 HCV抗体・抗原検査 500円 核酸増幅検査 2,000円 （70歳以上、生活保護世帯は無料） 	
エキノкокクス症検診	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 小学3年生以上 ・委託先 結核予防会 ・会場 札内福祉センター、幕別町保健福祉センター ・個人負担 16～69歳 300円 （小学3年生、中学2年生、生活保護世帯、70歳以上は無料） 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 小学3年生以上 ・委託先 帯広厚生病院 ・会場 更別村老人保健福祉センター ・個人負担 19歳以上 300円 （小学3年生、中学2年生は無料） 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 小学3年生以上 ・委託先 十勝臨床検査センター ・会場 ふれあいセンター福寿 ・個人負担 無料 	合併時に再編する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
予防接種				
三種混合	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 生後3～90カ月の乳幼児 ・実施方法 集団接種 ・実施月 7、8、9、1、2、3月（各月2回） ・会場 札内福祉センター、幕別町保健福祉センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 生後3～90カ月の乳幼児 ・実施方法 個別接種 ・実施月 4～3月（通年） ・会場 更別村国保診療所 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 生後3～90カ月の乳幼児 ・実施方法 集団接種 ・実施月 1～6月（各月1回） ・会場 忠類診療所 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 ただし、実施方法については、新町において調整する。</p>
麻しん	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 生後12～90カ月の乳幼児 ・実施方法 個別接種 ・実施月 4～3月（通年） ・会場 町内8医療機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 生後12～90カ月の乳幼児 ・実施方法 個別接種 ・実施月 4～3月（通年） ・会場 更別村国保診療所 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 生後12～90カ月の乳幼児 ・実施方法 個別接種 ・実施月 9、10月 ・会場 忠類診療所 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
風しん	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 生後12～90カ月の乳幼児 ・実施方法 個別接種 ・実施月 4～3月（通年） ・会場 町内8医療機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 生後12～90カ月の乳幼児 ・実施方法 個別接種 ・実施月 4～3月（通年） ・会場 更別村国保診療所 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 生後12～90カ月の乳幼児 ・実施方法 集団接種 ・実施月 11月（1回） ・会場 忠類診療所 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 ただし、実施方法については、新町において調整する。</p>

区分	現況			調整の具体的内容	
	幕別町	更別村	忠類村		
予防接種 (つづき)	ポリオ	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 生後3～90カ月の乳幼児 ・実施方法 集団接種 ・実施月 4、10月(各月2回) ・会場 札内福祉センター、幕別町保健福祉センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 生後3～90カ月 ・実施方法 集団接種 ・実施月 5、10月(各月1回) ・会場 更別村国保診療所 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 生後3～90カ月 ・実施方法 集団接種 ・実施月 5、9月(各月1回) ・会場 忠類診療所 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、実施方法については、新町において調整する。</p>
	B C G	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 生後3カ月～4歳未満 ・実施方法 集団接種 ・実施月 5、11月(各月2回) ・会場 札内福祉センター、幕別町保健福祉センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 生後3カ月～4歳未満 ・実施方法 集団接種 ・実施月 4、9、12月(各月1回) ・会場 更別村国保診療所 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 生後3カ月～4歳未満 ・実施方法 集団接種 ・実施月 6月(1回) ・会場 忠類診療所 	
	学童二種混合	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 小学6年生 ・実施方法 集団接種 ・実施月 7～8月 ・会場 札内福祉センター、幕別町保健福祉センター、各へき地診療所 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 小学6年生 ・実施方法 個別接種 ・実施月 7～8月 ・会場 更別村国保診療所 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 小学6年生 ・実施方法 集団接種 ・実施月 10月 ・会場 忠類小学校 	

区 分		現 況			調整の具体的内容
		幕別町	更別村	忠類村	
予 防 接 種 (つ づ き)	高齢者インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 65歳以上 60歳以上～65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害のある者 ・実施方法 個別接種 ・実施月 10～12月 ・会場 委託医療機関等 ・個人負担 1,000円 (生活保護世帯は無料) 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 65歳以上 60歳以上～65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害のある者 ・実施方法 個別接種 ・実施月 10～3月 ・会場 委託医療機関等 ・個人負担 1,000円 (生活保護世帯は無料) 村外医療機関で接種した場合、1,900円を限度に1,000円を超える金額を助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 65歳以上 60歳以上～65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害のある者 ・実施方法 集団接種・個別接種 ・実施月 11～12月 ・会場 ふれあいセンター福寿、医療機関等 ・個人負担 1,000円 (生活保護世帯は無料) 村外医療機関等で接種した場合は、1,000円を助成 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、実施方法については、新町において調整する。</p> <p>新町の事業として、合併時に再編する。</p>
	心のデイケア	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・目的 心に何らかの健康問題を持ち、日常生活等に支障をきたしている在宅者の支援等を行う ・実施日時 毎月第3火曜日 10時～12時 ・会場 更別村福祉の里総合センター ・個人負担 100円(お茶代) 	該当なし	

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
診療所	<p>【幕別町へき地診療所】</p> <p>新和診療所（新和近隣センター併設）</p> <p>施設の状況 木造平屋建 15.39㎡</p> <p>日新診療所（日新近隣センター併設）</p> <p>施設の状況 木造平屋建 16.2㎡</p> <p>駒畠診療所（駒畠公民館併設）</p> <p>施設の状況 鉄骨コンクリート造平屋建14.0㎡</p> <p>古舞診療所（古舞近隣センター併設）</p> <p>施設の状況 木造平屋建 14.6㎡</p> <p>糠内診療所（南幕別老人交流館併設）</p> <p>施設の状況 鉄筋コンクリート造平屋建 14.1㎡</p> <p>・診療科目 内科、小児科</p> <p>・入院施設 該当なし</p>	<p>【更別村国民健康保険診療所】</p> <p>施設の状況 鉄筋コンクリート造平屋建 814.05㎡</p> <p>平成16年度改築予定 鉄筋コンクリート造平屋建 1,515.61㎡</p> <p>・診療科目 内科、小児科</p> <p>・入院施設 19床（一般2床、医療療養型3床、介護療養型14床）</p>	<p>【忠類診療所】</p> <p>施設の状況 鉄筋コンクリート造平屋建 408.41㎡</p> <p>・診療科目 内科、小児科、消化器科</p> <p>・入院施設 該当なし</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
診療所(つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ・診療日時 新和診療所 毎週水曜日の13時～14時 日新診療所 隔週木曜日の13時～14時 駒畠診療所 毎週金曜日の13時～14時 古舞診療所 隔週木曜日の13時～14時 糠内診療所 毎週火曜日の13時～14時 ・運営方法 公設公営 ・職員体制 嘱託医師による巡回診療 ・平成14年度診療実績 新和診療所 外来 312名 日新診療所 外来 118名 駒畠診療所 外来 224名 古舞診療所 外来 94名 糠内診療所 外来 72名 	<ul style="list-style-type: none"> ・診療日時 毎週月～金曜日 9時～16時30分 (休日・夜間も対応している) ・運営方法 公設公営 ・職員体制 医師2名(委託) 事務職員 6名、看護師6名、介護士6名 ・平成14年度診療実績 入院 6,301名 外来 15,697名 	<ul style="list-style-type: none"> ・診療日時 毎週月～金曜日 9時～17時 ただし、火、木曜日については、9時から12時 (夜間診療 毎週水曜日17時 30分～19時受付) ・運営方法 公設民営 ・職員体制 医師1名、看護師1名、事務職員 1名 ・平成14年度診療実績 外来 11,199名 	

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
診療所(つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料 該当なし ・ 手数料 該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料 寝具～ 1日600円 電気器具～ ア.消費電力の少ないもの 1日30円 イ.消費電力の大きいもの 1日50円 付添者給食料～ 診療報酬点数表の給食料金 ・ 手数料 健康診断料～ 診療報酬初診料の額 死体検案料～ 4,500円 一般診療～ 1点単価20円 自賠責診療～ 1点単価12円 労災診療～ 1点単価11円50銭 予防接種料～ 1点単価10円 上記の点数は健康保険法 規定点数による 診断書料～ ア.疾病、健康、死亡等 1通 1,000円 イ.年金、後遺症等 1通 3,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料 該当なし ・ 手数料 該当なし 	

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
診療所(つづき)		諸証明～ 7.通院、入院、医療費支払等 1通1,000円 4.交通事故医療、医療費明細 1通3,000円		
歯科診療所	該当なし	【更別村歯科診療所】 施設の状況 鉄筋コンクリート造2階建 339.38㎡(内、医師住宅部分 178.97㎡) ・診療日時 毎週月～金曜日 9時～17時 (夜間診療 毎週水曜日 18時～20時) ・運営方法 公設民営 ・職員体制 医師1名、歯科助手兼事務職員 4名 ・平成14年度診療実績 4,924名	【忠類歯科診療所】 (忠類村コミュニティセンター併設) 施設の状況 鉄筋コンクリート造平屋建 223.42㎡ ・診療日時 毎週月～金曜日 9時～17時 ただし、毎週水曜日は9時 ～16時 ・運営方法 公設民営 ・職員体制 医師1名、歯科技工士1名、 歯科助手2名、事務職員1名 ・平成14年度診療実績 4,377名	現行のとおり新町に 引き継ぐものとする。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
老人医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 昭和14年7月31日以前に出生し70歳未満である者で、老人単身世帯、老人夫婦世帯等に属し、本人及び子どもが所得要件等を満たすもの。 ・助成対象となる医療費 対象者の疾病等に係る医療保険による医療に要する費用の額から医療保険による給付の額等を控除した額 ・自己負担額 医療に要する費用の額の1割相当額(一定以上所得者は2割相当額)、入院時の食事の標準負担額等 ・制度の廃止 平成20年3月31日をもって制度を廃止する。 (平成16年8月1日現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 幕別町と同一 ・助成対象となる医療費 幕別町と同一 ・自己負担額 幕別町と同一 ・制度の廃止 幕別町と同一 (平成16年8月1日現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 幕別町と同一 ・助成対象となる医療費 幕別町と同一 ・自己負担額 幕別町と同一 ・制度の廃止 幕別町と同一 (平成16年8月1日現在) 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
重度心身障害者 医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 次の 又は に該当する者で、 本人及び本人の生計維持者が 所得要件を満たすもの。 身体障害者手帳 1 級、2 級、 3 級（内部障害に限る）の者 療育手帳 A 判定などの重度 の知的障害者 ただし、老人医療受給対象者等 （自己負担割合が 1 割の者に 限る）で市町村民税課税世帯に 属する者は助成対象外 ・助成対象となる医療費 対象者の疾病等に係る医療保 険による医療に要する費用の 額から医療保険による給付の 額等を控除した額 ・自己負担額 対象者が 3 歳未満及び市町 村民税非課税世帯に属する 場合～初診時一部負担金、入 院時の食事の標準負担額等 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 幕別町と同一 ・助成対象となる医療費 幕別町と同一 ・自己負担額 幕別町と同一 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 幕別町と同一 ・助成対象となる医療費 幕別町と同一 ・自己負担額 対象者が 3 歳未満及び市町 村民税非課税世帯に属する 場合～入院時の食事の標準 負担額等 	幕別町及び更別村の 例により合併時に統合 する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
重度心身障害者 医療費助成事業 (つづき)	対象者(3歳未満を除く)が 市町村民税課税世帯に属す る場合～医療に要する費用 の額の1割相当額(月額上限 あり) 入院時の食事の標準 負担額等 (平成16年10月1日現在)	(平成16年10月1日現在)	幕別町と同一 (平成16年10月1日現在)	

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
ひとり親家庭等 医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 ひとり親家庭等の母又は父及び児童（20歳に達した日の属する月の末日までに限る）で、母又は父及び母（父）の生計維持者が所得要件を満たすもの。 ・助成対象となる医療費 対象者の疾病等に係る医療保険による医療に要する費用の額から医療保険による給付の額等を控除した額。ただし、母又は父は、入院及び訪問看護に限る。 ・自己負担額 対象者が3歳未満及び市町村民税非課税世帯に属する場合～初診時一部負担金、入院時の食事の標準負担額等 対象者（3歳未満を除く）が市町村民税課税世帯に属する場合～医療に要する費用の額の1割相当額（月額上限あり）入院時の食事の標準負担額等 （平成16年10月1日現在） 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 幕別町と同一 ・助成対象となる医療費 幕別町と同一 ・自己負担額 幕別町と同一 （平成16年10月1日現在） 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 幕別町と同一 ・助成対象となる医療費 幕別町と同一 自己負担額 対象者が3歳未満及び市町村民税非課税世帯に属する場合～入院時の食事の標準負担額等 幕別町と同一 （平成16年10月1日現在） 	幕別町及び更別村の例により合併時に統合する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
乳幼児医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの乳幼児。ただし、平成13年4月1日以降に出生した者は、生計維持者が所得要件を満たすものに限る。 ・助成対象となる医療費 対象者の疾病等に係る医療保険による医療に要する費用の額から医療保険による給付の額等を控除した額 ・自己負担額 対象者が3歳未満及び市町村民税非課税世帯に属する場合～入院時の食事の標準負担額等 対象者（3歳未満を除く）が市町村民税課税世帯に属する場合～医療に要する費用の額の1割相当額（月額上限あり）入院時の食事の標準負担額等 （平成16年10月1日現在） 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの乳幼児（所得要件なし） ・助成対象となる医療費 幕別町と同一 ・自己負担額 幕別町と同一 <p>対象者（3歳未満を除く）が市町村民税課税世帯に属する場合～入院時の食事の標準負担額等</p> <p>（平成16年10月1日現在）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 幕別町と同一 ・助成対象となる医療費 幕別町と同一 ・自己負担額 幕別町と同一 <p>対象者（3歳未満を除く）が市町村民税課税世帯に属する場合～入院時の食事の標準負担額等</p> <p>（平成16年10月1日現在）</p>	幕別町の例により合併時に統合する。

保健・医療事業の取扱いに関する法令

○健康増進法（平成14年法律第103号）

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

（国民の責務）

第2条 国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

（都道府県健康増進計画等）

第8条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県及び市町村は、都道府県健康増進計画又は市町村健康増進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

○母子保健法（昭和40年法律第141号）

（目的）

第2条 この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

（国及び地方公共団体の責務）

第5条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前3条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。

（知識の普及）

第9条 都道府県及び市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行い、並びに地域住民の活動を支援すること等により、母子保健に関する知識の普及に努めなければならない。

(保健指導)

第10条 市町村は、妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は医師、歯科医師、助産師若しくは保健師について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

(新生児の訪問指導)

第11条 市町村長は、前条の場合において、当該乳児が新生児であつて、育児上必要があると認めるときは、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして当該新生児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。ただし、当該新生児につき、第19条の規定による指導が行われるときは、この限りでない。

2 前項の規定による新生児に対する訪問指導は、当該新生児が新生児でなくなつた後においても、継続することができる。

(健康診査)

第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

(1) 満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児

(2) 満3歳を超え満4歳に達しない幼児

2 前項の厚生労働省令は、健康増進法(平成14年法律第103号)第9条第1項に規定する健康診査等指針(第16条第4項において単に「健康診査等指針」という。)と調和が保たれたものでなければならない。

第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

(栄養の摂取に関する援助)

第14条 市町村は、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、栄養の摂取につき必要な援助をするように努めるものとする。

(妊娠の届出)

第15条 妊娠した者は、厚生労働省令で定める事項につき、速やかに、保健所を設置する市又は特別区においては保健所長を経て市長又は区長に、その他の市町村においては市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。

(妊産婦の訪問指導等)

第17条 第13条の規定による健康診査を行つた市町村の長は、その結果に基づき、当該妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者については、医師、助産師、保健師又はその他の職員をして、その妊産婦を訪問させて必要な指導を行わせ、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかっている疑いのある者については、医師又は歯科医師の診療を受けることを勧奨するものとする。

2 市町村は、妊産婦が前項の勧奨に基づいて妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病につき医師又は歯科医師の診療を受けるために必要な援助を与えるように努めなければならない。

○予防接種法（昭和23年法律第68号）

（法律の目的）

第1条 この法律は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

（用語の定義・予防接種を行う疾病の範囲）

第2条 この法律において「予防接種」とは、疾病に対して免疫の効果をさせるため、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンを、人体に注射し、又は接種することをいう。

2 その発生及びまん延を予防することを目的として、この法律の定めるところにより予防接種を行う疾病（以下「一類疾病」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) ジフテリア
- (2) 百日せき
- (3) 急性灰白髄炎
- (4) 麻しん
- (5) 風しん
- (6) 日本脳炎
- (7) 破傷風
- (8) 前各号に掲げる疾病のほか、その発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病

3 個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資することを目的として、この法律の定めるところにより予防接種を行う疾病（以下「二類疾病」という。）は、インフルエンザとする。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者又は後見人をいう。

○結核予防法（昭和26年法律第96号）

（目的）

第1条 この法律は、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図ることによつて、結核が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止し、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

（国及び地方公共団体の義務）

第2条 国及び地方公共団体は、結核の予防及び結核患者の適正な医療に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、結核の予防及び結核患者の適正な医療に関する施策を講ずるに当たっては、地域の特性に配慮しつつ、総合的に実施するよう努めなければならない。

（定期の予防接種）

第13条

4 市町村長は、その管轄する区域内に居住する小学校就学の始期に達しない者に対して、政令で定める定期において、保健所長（特別区及び保健所を設置する市にあつては、都道府県知事）の指示を受け期日又は期間を指定して、ツベルクリン反応検査を行い、かつ、その反応が陰性である者に対して、定期の予防接種を行わなければならない。

先進事例

いたこし 潮来市（茨城県）

検診の実施方法については、当面現行どおりとし、合併後3年以内に住民が選択できるものとする。ただし、対象者、費用については合併時に潮来町の制度に統一。

ふじかわくちこまち 富士河口湖町（山梨県）

保健衛生関係事業については、当面現行のとおり継続して実施するが、実施方法及び費用については、新町において段階的に統一に向けた調整をする。

黒潮市（高知県 合併予定 - 平成17年3月1日）

- 1 老人保健事業については、継続を基本に合併時まで調整する。
- 2 母子保健事業については、継続を基本に合併時まで調整する。
- 3 予防接種事業については、須崎市の例により調整する。
- 4 医療費助成事業については、須崎市の例により調整する。
- 5 その他保健衛生事業については、継続を基本に合併時まで調整する。

柴田市（宮城県 合併予定 - 平成17年3月31日以前を目標）

- 1 各種健康診査事業については、合併時に事業内容を調整し、対象者及び個人負担金等を統一する。
- 2 予防接種事業については、接種方法等を関係機関と協議する。また、個人負担金については、合併時に統一する。
- 3 結核予防事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、実施内容等については、合併時に調整する。
- 4 妊産婦保健事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、実施内容等については、合併時に調整する。
- 5 乳幼児健診事業及び乳幼児相談事業については、合併時に実施内容等を調整する。
- 6 健康相談・健康教育・訪問指導事業については、合併時に実施内容等を調整する。
- 7 健康づくりに関する委員会等については、新市において新たに設置する。また、食生活改善推進団体については、新市との一体性を保つため、合併時に統合できるよう調整に努める。